

【参考１】台風等異常気象時における対応例のまとめ

(令和8年2月17日付け7教保第1342号「『台風等異常気象時における児童生徒等の安全確保について』の一部改正について」より抜粋)

種類			自宅にいる場合の対応	学校にいる場合の対応
気象台が発表する防災気象情報	特別警報	暴風・大雪・ 暴風雪・波浪	自宅待機 (直ちに命を守る最善行動)	校内待機
	警報	暴風	自宅待機 ・始業2時間前までに解除 →平常授業 ・午前11時までに解除 →解除後2時間を経て授業 ・午前11時以降継続 →休業	下校または校内待機
		大雪・暴風雪・波浪	平常登校	平常授業
	注意報	大雪・強風・その他	平常登校	平常授業
	レベル5 特別警報	大雨・氾濫・ 土砂災害・高潮	自宅待機 (直ちに命を守る最善行動)	校内待機 校内の高い場所または崖 から離れた場所へ移動
	レベル4 危険警報		自宅待機 (早めの避難を考慮する)	校内待機 校外の避難所への移動 保護者へ引き渡し等
	レベル3 警報		平常登校	平常授業
	レベル2 注意報		平常登校	平常授業

※平常登校および平常授業の場合においても、災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等を踏まえて、休業や授業の中止を決定する。

※児童生徒の居住する地域の災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等により、安全に登校できないと校長が認める場合は、該当児童生徒を自宅待機とする。

【参考２】に該当

【参考２】非常変災の際における特別な対応の例

- ・暴風警報が発表される前に安全確保のため休校を決定したり、生徒を下校させたりする。
- ・学校で指定している地区以外の地区のみ暴風警報が発表になっている場合でも、生徒の安全を考え、終日または一部行わないと決定する。
- ・暴風警報以外の大雨警報や河川の氾濫の恐れ、交通途絶等で生徒の登下校、安全確保が危ぶまれ、授業を行わないと決定する。
- ・暴風警報発表により下校の指示後、3時間経過後も安全確保のため、やむを得ず生徒を学校に留め置く。
- ・一部の生徒のみ登校させない又は下校させる。